

### 遺留分の割合

遺留分は法定相続割合の1/2  
法定相続人が父母のみのときは1/3

法定相続人	各人の遺留分
配偶者のみ	1/2
配偶者と子	配偶者 1/4 子 1/4 を人数で按分
子のみ	1/2 を人数で按分
配偶者と父母	配偶者 1/3 父 母 1/12 ずつ
父母のみ	1/6 ずつ

※民法1028条の規定による

## 広告

企画制作・お問合せ先  
日経エージェンシー  
TEL.03-5259-5430

# 民法改正でトラブルの多い“遺留分”の扱いが変更 相続税理士に相談して遺留分に配慮した遺言を作成しよう

**遺留分の侵害がトラブルになる**

例えば遺産総額が1億円  
で法定相続人が配偶者と  
長男・次男の3人のとき、  
配偶者の遺留分相当額は  
2500万円、長男・次男は  
それぞれ1250万円とな  
る。もし遺言書に、次男に  
は1000万円相続させる  
と書かれていたとすると、  
遺留分より250万円少な  
いことになる。  
この場合、次男は他の2

**遺留分の請求は  
金銭で求めることに**

一方で、遺留分減殺請求を  
した相続人は、現金で不足  
分の受取りを希望すること  
がほとんどだ。  
そして、今回の民法の見直  
しでは「遺留分減殺請求」を  
「遺留分侵害額の請求」に改  
める。遺留分を侵害された  
人が、他の相続人に対して  
遺留分に不足する額の金銭  
の支払いを求める形にする  
わけだ。これによって相続  
財産を共有することができ  
なくなり、遺産の分割や処分が  
円滑になる。

**法定相続人には  
最低限の相続分がある**

亡くなった人の財産は相  
続人で分け合う。生前、遺  
言書に、誰に何をどのよう  
な割合で相続させるか書い  
ておけば遺産分割がスムー  
ズにいく。  
ただし、注意しなければな  
らないのは「遺留分」。法定  
相続人（法律で定められた  
相続人）が最低限相続でき  
る割合のことだ。

**遺言で自由に遺産分割割合を決められること**

と、例えば住まいを失うなど  
して生活が立ちゆかなくな  
る相続人が生じる恐れがあ  
る。そこで、法定相続人に最  
低限の相続分を残すように  
しているのだ。

### 信頼できる相続・贈与に詳しい

# 相続税理士50選 Vol.11

民法は市民の生活に関するさまざまなことがらについて定める法律で、現在、その見直しが進められている。相続については40年ぶりの改正となり、亡くなった人の配偶者の居住権の保護、自筆証書遺言の方式緩和、故人の預貯金の仮払制度創設などが主な内容。これまでトラブルになりやすかった遺留分制度の見直しも注目される。

高野総合グループ  
税理士法人  
**高野総合会計事務所**

お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年400件以上の案件に従事しています。

**税理士法人 高野総合会計事務所**

【本部】103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階  
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】高野 角司

国内16事務所の専門家、  
デロイト トーマツ グループ各社  
および海外のメンバーファームと  
連携し、国内外のオーナー  
企業や個人富裕層のお客様へ  
サービスを提供します。

**Deloitte**  
デロイトトーマツ

**デロイト トーマツ税理士法人**

【本部】〒100-8305 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル5階  
TEL.03-6213-3800(代) <http://www.deloitte.com/jp/tax>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第114号 【担当】樋口 亮輔

ランドマーク税理士法人  
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【相続税に関する相談13,000件超、申告3,000件超の圧倒的な実績】  
神奈川・東京・埼玉の12店舗を中心に、全国対応中!

**ランドマーク税理士法人グループ**

【本部】〒220-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー37階  
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>  
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘

世界158カ国のネットワーク、  
日本最大級のアドバイザーとして  
複雑な事業承継や国際相続の  
問題も対応いたします。

**pwc**

**PwC税理士法人**

【本部】〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル15階  
TEL.03-5251-2400 <http://www.pwc.com/jp/tax>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

相続のコツは3つ。  
「もめない遺産分割」  
「プロの土地評価減」  
「生活設計を視野に  
入れた納税方法の選択」

**Legacy**  
税理士法人 レガシィ

**税理士法人レガシィ**

【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル  
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆

多くの税理士の悩み事「小規模宅地の  
特例と広大地評価は難しいね」  
安心会計は「小規模宅地の特例から  
広大地評価」の専門家です。  
相続トラブル解決事例30(2018年5月出版)  
小規模宅地特例9訂版(本年1月出版)

**税理士法人 安心資産税会計**

【本部】〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 NS2ビル5階  
TEL.0120-430-506 <http://souzoku-ansinkaikai.com/>  
【所属】東京税理士会 王子支部 【法人番号】第1812号 【代表】高橋 安志

オーナー企業様の良きアドバイ  
ザーとして、グローバル・ファ  
ームならではの知見・経験も散り  
ばめながら相続・事業承継に  
関するさまざまな課題を最後ま  
で支援します。

**KPMG**

**KPMG税理士法人**

【本部】〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 東ゲラデンタワー  
TEL.03-6229-8000 [kpmg.com/jp/tax](http://kpmg.com/jp/tax)  
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第676号 【代表】駒木 根裕一

相続税対策と相続対策の違い  
あります。「失敗しない、家族円満」  
の相続実現のため、家族信託・  
遺言書作成等、想い・相(かた  
ち)が伝わる最善の方法を提案  
いたします。

**税理士法人 新日本簡木**

【本部】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-26 INOビル2階  
TEL.03-5272-6900 <http://www.23ok.jp>  
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第225号 【代表】簡木 勝

不動産登記、銀行手続、相続  
税申告をフルパッケージ化した  
「ワンパック相続®」生前対策の  
「いまから相続対策」を提供中。  
認知症対策のご相談もお任せ  
ください。

**税理士法人 新宿総合会計事務所**

【本部】〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビル新館7階  
TEL.0120-386-189 <https://www.s-g-a.co.jp/>  
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第3609号 【代表】杉江 延雄

クロスボーダーの相続・事業承継  
案件についても国内案件同様、  
世界150カ国以上のグローバル  
ネットワークおよびEY弁護士  
法人を含む国内ネットワークを  
通じて、ワンストップで対応します。

**EY**  
Building a better  
working world

**EY税理士法人**

【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー  
TEL.03-3506-2411 <http://www.eytax.jp>  
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号 【代表】網野 健司

さくら優和パートナーズは福岡・熊本・鹿児島  
に拠点を置く、税理士資格者13名を含む総  
勢100名の事務所です。事業承継支援や相  
続対策の専門部署があり、一般税務はもち  
ろん、複雑な事案にも即座に対応いたします。

**税理士法人 さくら優和パートナーズ**

【本部】〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪1-11-10 TOKOビル2階  
TEL.096-341-1555 <http://s-ket.com/>  
【所属】九州税理士会 熊本西支部 【法人番号】第53号 【代表】岡野 訓

経験豊富な専門チームが円満な遺産分  
割、効果的な節税対策、困らない納税対策  
について皆様のお手伝いをいたします。リ  
ーズナブルな料金体系で、駅から徒歩1分  
のアクセス便利な私どもの初回無料相談  
をご利用ください。

**税理士法人 早川・平会計**

【本部】〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-10 安和司町ビル2階  
TEL.03-3254-2171 <http://www.ht-souzoku.com>  
【所属】東京税理士会 神田支部 【法人番号】第289号 【代表】平 善昭

相続相談のモットーは、相続人の争いのな  
い遺産分割を第一としています。生前の節  
税対策の相談は、老後の資金計画に余裕  
のあるプランを目指します。  
事業承継の相談は、事業計画と資金計画  
や後継者への株式引継プランが大切です。

**税理士法人 東京総合会計**

【本部】〒103-0028 東京都中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館8階  
TEL.03-5299-6181 <http://www.tokyosogo.jp>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第370号 【代表】佐々木 秀一

「日本から争族を無くし、笑顔相続を増や  
す！」それが、HOPのミッションです。亡  
くなった後、残された家族が骨肉の争いを  
していたら、成功した人生も台無しになっ  
てしまいます。相続は、節税も大切ですが、  
家族の笑顔が一番大切です!

**税理士法人 HOP**

【本部】〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-19-3 FORECAST人形町7階  
TEL.03-5614-8700 <http://www.zeirishihoujin-hop.com/>  
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第16号 【代表】小川 実

私たちは、多くの相続・事業承継のご相談を  
お受けした経験から、お客様と丁寧なコミュ  
ニケーションを図り、ご納得いただけるサー  
ビスを提供いたします。昨年世界第8位の  
会計事務所ネットワークCrowe Horwath  
Internationalに加入いたしました。

**税理士法人 渡邊芳樹事務所**

【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-15 赤坂ロイヤルビル501  
TEL.03-5575-8270 <https://watanabe-cpa.ne.jp/>  
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第733号 【代表】渡邊 芳樹

相続を経ても円満な家族関係を続けられ  
るよう、当事務所では、詳細なシミュレ  
ーションに基づいた「真心のこもったアド  
バイス」を心掛けております。特に、不動産  
オーナーへのシミュレーションは「目から  
ウロコ・・・」と好評です。

**鈴木修三税理士事務所**

【本部】〒105-0004 東京都港区新橋2-12-1 ランディック第3新橋ビル5階

ブレインズ・グループでは、専門の財産コ  
ンサルタントがあなたの財産を守る「相続  
税のスーパードクター」として、さまざま  
な対策提案を行っています。最新のノウハウ  
を駆使し、お客様の財産をお守りします。

**税理士法人ブレインズ**

【本部】〒611-0042 京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーパネックス小倉ビル2階

創業46年の実績と信用で相続専門チ  
ームが最新の知識で相続の「困った」を「わ  
かった」に代え安心をお届けしております。  
初回無料相談から申告・その後の税務調  
査などのフォローまで、迅速丁寧に相続の  
お手伝いをさせていただきます。

**あいゆう税理士法人**

【本部】〒160-0022 東京都新宿区新宿2-8-8 とみん新宿ビル3階

資産税に特化した税理士法人です。資産  
税(相続税、贈与税、譲渡税)のプロフェ  
ッショナルとして、豊富な経験を基にお客  
様の資産状況に合わせて、相続財産をよりよ  
い形で残すために親身に対応いたします。

**税理士法人 エーティーオー 財産相談室**

【本部】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー 17階

■相続の専門家を有する税理士法人です。  
■二次相続も考慮に入れて、経験豊富な  
スタッフがきめ細かく対応いたします。  
■明確な料金表をご用意しております。  
■生前の相続税対策でお悩みの方もお気軽  
にご相談ください。

**税理士法人 レガート**

【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松楠ビル5階